

# 障がい福祉地域連携推進事業補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 障がい福祉地域連携推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「交付規則」という。）および健康福祉部障がい福祉課所管補助金等交付要綱によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (目 的)

第2条 障がい福祉事業所と地域の小中学生との交流を通じて、相互理解の促進を図り、障がい福祉への関心を高めることで、人材確保に資する環境の醸成を図る。

## (定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸切バス：道路運送法（昭和26年法律第183号。）第4条の規定による一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けて運行する事業用自動車（法第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。）をいう。
- (2) 借上料：法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金をいう。

## (補助対象者)

第4条 補助対象者は、障害者総合支援法等に基づく県内の指定障害福祉サービス事業所とする。

## (補助対象事業)

第5条 対象となる事業は、前条に掲げる者が実施する小中学生を交えたイベント等とする。

## (補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、第4条に掲げる補助対象者が、前条に掲げるイベント等を実施する場合に補助対象者が支出する、参加者の移動に要する費用（バスの借上料等）とする。

ただし、原則として次に該当する経費は対象外とする。

- (1) 国または地方公共団体から補助金等の交付を受け、又は受けようとする経費
- (2) 本事業の目的に照らし、本事業の用途として適当と認められない経費

## (補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、交付決定日から交付決定日が属する年度の3月31日までとする。

(補助金額)

第8条 補助金の交付額は定額とし、上限額は1事業所あたり120千円とする。ただし、同一年度における1法人あたりの補助上限額は、原則として120千円とし、県は予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付申請)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を希望するときは、交付規則第4条の規定に基づき、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 県税の納税確認に関する同意書(様式第2号)
- (3) 申請日から2か月以内に発行された地方消費税の納税証明書(その3の3またはその3の2)
- (4) 補助対象経費の算出根拠(見積書等)
- (5) その他知事が特に必要と認める書類

(交付決定)

第10条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を適当と認めたときは、交付規則第5条および交付規則第6条の規定に基づき予算の範囲内で補助金の交付を決定し、交付規則第7条の規定に基づき対象事業所に通知する。

2 知事は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき、修正を加え、または条件を付することができる。

(内容変更等の承認)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更する必要があるときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業経費の経費配分の20パーセント以内の金額の変更
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲での補助事業内容の変更

2 前項の場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(事業の中止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業中止承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業が完了した日から1か月を経過した日もしくは交付決定をした年度の翌年度の4月10日のうちいずれか早い日までに実績

報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

（帳簿等の整備）

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および書類等を備え、かつ、これらの書類を補助の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

（調査等の実施）

第17条 知事は、補助金の交付に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、関係書類の提出または実地調査その他の調査等を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に定める調査等に協力しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第18条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。

（2）この要領の規定または補助金交付決定の内容に違反したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第19条 知事は、前条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者にその返還を命ずるものとする。

2 知事は、第14条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者にその返還を命ずるものとする。

(加算金および延滞金)

第20条 前条の規定により、補助金を返還する場合、補助金を交付した日から、知事が別に定める返還の期日までの日数について、年10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 前条の規定により、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(補 則)

第21条 この交付要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月11日から施行する。